

# 市川市南行徳地域共生センター 利用の手引き



市川市 地域共生課

## 1. 市川市南行徳地域共生センターについて

### ●はじめに

#### 「市川市南行徳地域共生センター」とは

市川市地域共生センターは、地域共生社会の理念に基づき、社会参加と介護予防の取り組みを行うことで、地域共生社会の実現を目指す施設です。

当館は、そのモデル施設として、市川市南行徳老人いきいきの家(いきいきセンター南行徳)を改修して誕生しました。

#### ※「地域共生社会」

「地域共生社会」とは、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のことを言います。

### 基本理念

市川市南行徳地域共生センターは、地域共生社会の実現に資する活動に取り組む団体や地域の方々が利用する施設です。

団体のさまざまな取り組みや個人の利用を通じて、当センターが地域の方々の居場所となり、地域交流の生まれる場となることを目指していきます。

また、当センターは地域共生社会の実現を目指すための本市のモデル施設です。

利用者で構成する協議会で話し合い、地域に必要とされる取り組みや施設のあり方等を模索しながら、運営を進めていきます。



## 2. 施設の基本情報

市川市南行徳地域共生センター	
所在地等	住所:市川市香取1丁目17番18号 構造:鉄筋コンクリート造 2階建て
開館時間	開館日: 毎週火曜日～日曜日 休館日: 月曜・祝日・年末年始 開館時間:午前9時～午後5時 ※令和6年度は、6月より毎週木曜日午後8時まで開館予定。開館スペースは1階のみ
利用料	無料

## 3. 利用方法

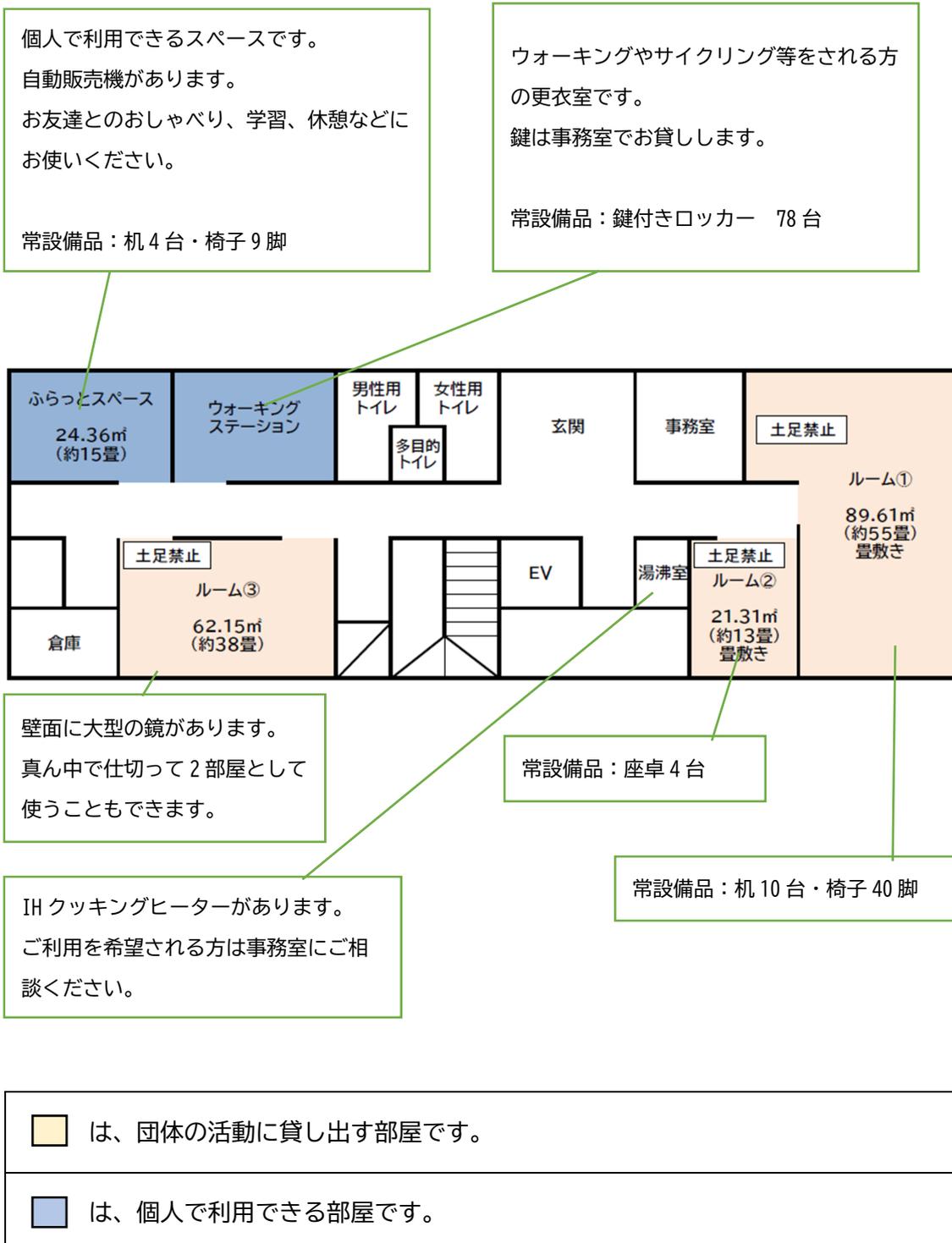
団体利用と個人利用があります。

	団体利用	個人利用 ※5月開始予定
できること	地域共生社会の実現に寄与する活動 (居場所づくりに関する活動、 地域交流に関する活動 等 )	下記部屋を個人で利用できます
利用できる 部屋	ルーム①②③④⑤ ※ ホール ※	ふらっとスペース①② ウォーキングステーション
利用できる 方	上記活動を行う団体	市川市にお住まいの方 市川市内に勤務されている方 市川市内の学校に通学されている方
掲載ページ	5～7 ページ	8～9 ページ

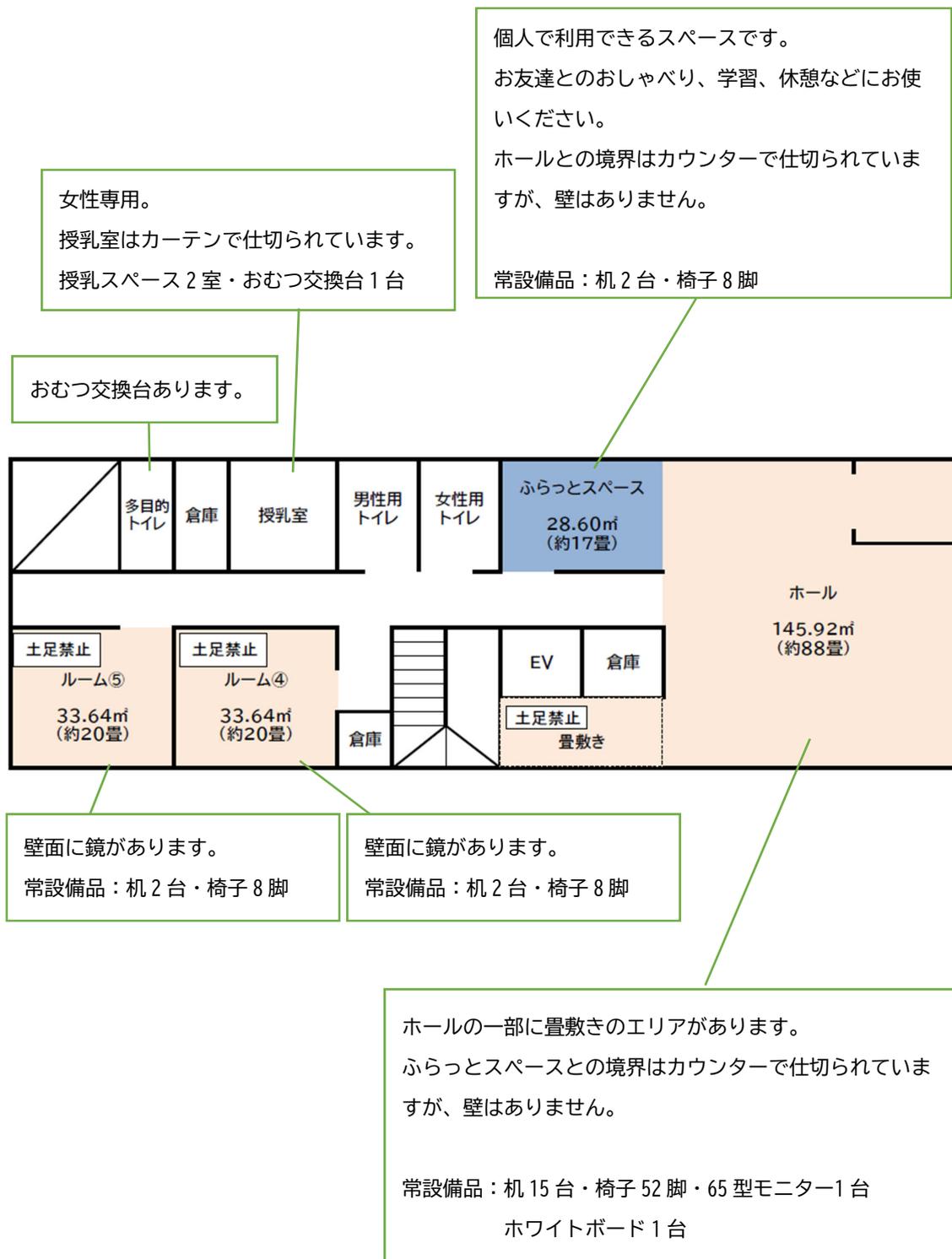
※部屋の名称は、今後、利用者の声を参考にして決めていきます。

## 4.フロアマップ

### 1階



## 2階



※机・椅子を他の部屋から移動して使用したい場合は、事前に事務室にご相談ください。

## 5. 団体利用

### ■利用できる団体

次の条件すべてに合致する団体が利用できます。

- (1) 活動内容が地域共生社会の実現に寄与する活動であること ※1
- (2) 地域に開かれた活動であること ※2
- (3) 当センターで行う事業が営利目的でないこと(参加費等は実費程度のものは可)
- (4) 政治的、宗教的な活動でないこと
- (5) 利用者で構成する協議会に参加すること

※1 (1)の活動の例 一例に過ぎません。

<input type="checkbox"/> 居場所づくりに関する活動	<input type="checkbox"/> 学習支援に関する活動	<input type="checkbox"/> 就労支援に関する活動
<input type="checkbox"/> サロン活動	<input type="checkbox"/> 健康体操	など

地域共生社会の考え方を理解していただくため、利用初日に、市で用意する地域共生社会について学ぶ動画(約20分)を視聴していただくようお願いします。

市等が実施する地域の担い手となりうる研修や講習について、1つ以上受講することをご検討ください。受講リストは申請時にご案内します。(ただし、受講は任意です)

※2 固定メンバーだけの活動でないこと、原則として参加希望者は属性を問わずに受け入れること、地域や他団体との交流を行うこと など

### ■利用に際して

毎月10日前後に当センターにおいて施設利用説明会を開催します。

説明会の参加は任意で予約制です。

参加希望の方は、説明会前日までに地域共生課までご連絡ください。

(047-712-8518 地域共生センター担当)

申請にあたっては、活動計画書を提出していただき、活動内容について市と事前協議を行う必要があります。

当センターでは、利用する各団体の活動以外に、団体間で情報共有をしながら、新たな取り組みや連携を図っていきます。そのため、年数回程度開催する利用者からなる協議会に参加していただきます。

## ■団体利用の手順

### STEP1

#### 施設利用説明会に参加する(任意)

- 市から施設の使い方やルール、申請に必要な書類について説明します。
- 利用が可能な活動か不明な場合は、事前に地域共生課にお問い合わせください。説明会当日のご質問でも結構です。
- 説明会は定期的を開催します。  
(毎月10日前後開催。開催日は、市公式 Web ページに掲載します)

### STEP2

#### 申請書等を提出する

- 使用許可申請書及び添付書類を地域共生課もしくは地域共生センターへ提出します。

添付書類は次のとおりです。(任意書式) ※ ◎必須 ○ある場合のみ

- ◎活動計画書…団体名・代表者・連絡先・活動目的・活動内容等の書かれたもの
- ◎日程表…実施希望日・活動内容・参加見込み数の書かれたもの
- ◎団体名簿…代表者等役員は、氏名・住所・連絡先を記載。  
その他の会員は氏名・住所(町名まで)を記載。
- 会則
- その他、当施設の目的に合致する活動を行うことを説明する資料

### STEP3

#### 利用及び利用日の決定

- 代表者の方へ使用許可書及び確定した日程表を郵送します。

### STEP4

#### 利用開始

- 初回来館時に使用許可書をお持ちください。
- 退館時に窓口に提出していただく利用報告書(団体名、利用時間、利用人数を記載するもの)をお渡しします。

### STEP5

#### 利用後

- 毎回退館時には利用報告書を提出してください。

## STEP6

### 活動が完結したときまたは四半期ごと

- 許可された活動が完結したときは、活動完結月の翌月 15 日までに活動報告書（様式あり）を窓口へ提出してください。
- 四半期で予約をしている団体は、利用最終月の翌月 15 日までに活動した四半期の活動報告書（様式あり）を窓口へ提出してください。

## ■予約について

### 通常予約

- 予約は四半期ごとに受け付けます。
- 予約受付期間は、利用したい四半期の前四半期の最初の月の1日～15日までです。
- 予約は、「使用許可申請書」に希望する日時を記した「日程表」を添付して、メール、郵送、持参にて地域共生センターまでご提出ください。15日必着です。
- 希望日時が重複する場合は、各団体に市が連絡の上調整を行います。整わない場合は抽選での決定となります。
- 使用許可書及び決定した日程は、予約受付月の下旬までに代表者あてにご郵送します。
- 利用日には、使用許可書をお持ちください。

### 随時予約

- 受付期間を過ぎた場合は、当四半期及び次四半期で空きのある部屋を随時予約することができます。

### 利用時間

- 利用できる時間は、原則1コマ2時間です。
- 利用時間は、準備・後片付けも含めた時間です。
- 利用時間帯を超えた利用が必要な場合はご相談ください。

### 利用回数

- 月の利用回数は、原則4コマまでです。
- 利用回数を超えた利用が必要な場合はご相談ください。

予約月	4月、5月、6月	7月、8月、9月	10月、11月、12月	1月、2月、3月
予約受付期間	1月1日～ 1月15日	4月1日～ 4月15日	7月1日～ 7月15日	10月1日～ 10月15日
日程調整・抽選	1月中旬	4月中旬	7月中旬	10月中旬
予約日時確定	1月末	4月末	7月末	10月末
随時予約	2月1日以降に 予約可能 2月～6月分	5月1日以降に 予約可能 5月～9月分	8月1日以降に 予約可能 8月～12月分	11月1日以降に 予約可能 11月～3月分

## 6. 個人利用

### ■個人利用とは

市川市地域共生センターは、個人で利用することもできます。

### ■利用方法

個人利用では、次のことができます。

#### □ふらっとスペースの利用

ふらっとスペースは、個人で利用できる地域の方に開放した部屋です。  
1階と2階にあります。

#### □ウォーキングステーションの利用

旧江戸川沿いの散策やサイクリングなどの拠点として活用できます。鍵付きのロッカーを利用することができます。

### ふらっとスペースとは

個人で利用できる地域の方に開放するスペースです。  
お友達とおしゃべり、学習、休憩など、自由にご利用いただけます。  
1階のふらっとスペースには、飲料の自動販売機があります。  
2階のふらっとスペースは、団体が活動を行っているホールと同じ空間にあります。  
利用に際しては、みなで譲り合ってご利用ください。

### ■利用できる方

個人利用できる方は次のとおりです。

- (1) 市川市に住所のある方
- (2) 市川市内に勤務されている方
- (3) 市川市内の学校に通学されている方

### ■利用に際して

- 初回利用時に、使用登録申請が必要です。
- 本人確認および市内在住・在勤・在学が分かるものを提示してください。
- 小学校入学前のお子さんは、保護者同伴で利用して下さい。
- 中学生以下の方は、申請する際に保護者の方の了承を得るようにしてください。

## ■個人利用の手順

### STEP1 初回利用時

#### 使用登録の手続きをする

○本人確認書類を窓口で提示してください。

##### 本人確認書類

市内在住の場合:マイナンバーカード、住民票、運転免許証、保険証、障害者手帳、在留カードなど居住の分かるもの

市外在住の場合:上記いずれの他、市内在勤・在学が分かる社員証または学生証

○施設使用登録証として入館カードを発行します。

#### 《お子さまの利用に関するお願い》

##### ○小学校入学前のお子さま

保護者の方同伴でのご利用となります。

保護者の方とともに使用登録申請をしてください。

##### ○小学生、中学生のお子さま

申請者欄は保護者の方がご記入いただきますようお願いいたします。

お子さまだけでお見えになった場合は、窓口で使用登録申請書をお渡しします。ご自宅でご記入をお願いします。提出はお子さまだけでも大丈夫です。

### STEP2

#### 開館日であれば、いつでもご利用いただけます

○入館時は、1階受付で「入館カード」を提示し、受付簿に「カード No」と「入館時刻」を記入してください。

○帰宅時は、1階受付の受付簿に「退館時刻」を記入してください。

## 7. 利用の取り消しや制限

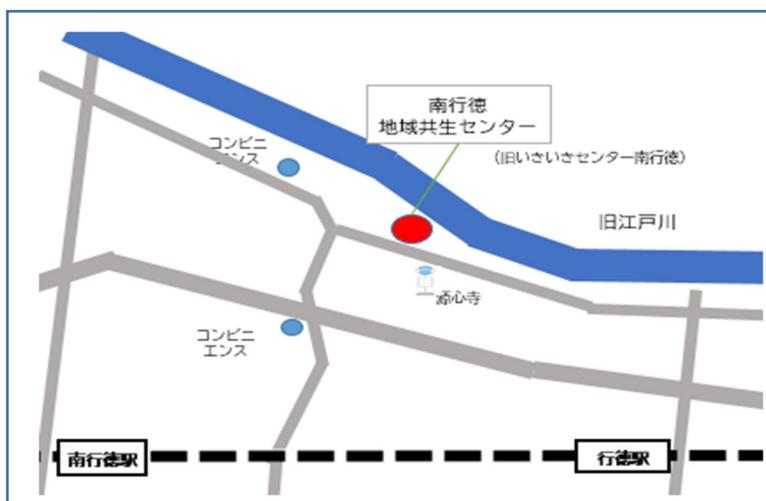
施設の利用にあたり、次の事項に該当する場合は、利用の停止、許可の取り消し、または、退館を命じることがあります。

- 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。
- 施設等を壊し、汚し、又は失わせるおそれがあるとき。
- 利用の目的に違反したとき。
- 登録または許可に際して付された条件に違反したとき。
- 条例や規則に違反したとき。
- 管理運営上支障があるとき。

## 8. 注意事項

- 利用にあたっては、利用条件や注意事項を必ずご確認ください。
- センター内で飲酒、喫煙はできません。
- センター内での飲食は可能ですが、使用後のごみ(缶、ビン類、弁当の箱等)はお持ち帰りください。
- 各部屋の机や椅子などの備品は、許可なく別の部屋へ移動することはできません。
- 許可なく施設内の壁や窓等にポスター・看板等を貼り付けることや、チラシを配布することはできません。
- 事業内容によっては、保健所等への届出または許可が必要となる場合があります。利用者は、利用日当日までに必要な手続きをお済ませください。
- 高圧ガス、灯油等の危険物や、騒音・振動・高熱・臭気。燻煙等を発するもののお持ち込みはできません。
- 発生したごみを含め、お持ち込みの物品は、利用者がお持ち帰りください。
- 施設や付帯備品、貸出し備品等は大切にご利用ください。破損したり、紛失したときは、実費弁償していただくことがあります。
- 施設管理上、職員が室内に入ることがありますので予めご了承ください。

## アクセスマップ



住所 〒272-0141 千葉県市川市香取1丁目 17 番 18 号  
電話 047-357-1104

### 電車でお越しの方

行徳駅から徒歩約 20 分  
南行徳駅から徒歩約 25 分

### バスでお越しの方

京成トランジットバス「源心寺」から徒歩1分

### 自転車・バイクでお越しの方

センター敷地内の駐輪場をご利用いただけます。

### 自動車でお越しの方

駐車スペースは団体利用者専用です。  
個人利用の方は公共交通機関をご利用ください。